

長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画

(平成 27 年 3 月 18 日制定)

1.本計画の目的

長崎国際大学（以下「本学」という）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）」に基づき「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」を策定し、平成 26 年 1 月 1 日より施行している。その後、平成 26 年 2 月 18 日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） 文部科学大臣決定」の改正が行われたことから、それを踏まえて、不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を以下のとおり定めるものとする。

2.不正防止対策の基本方針

公的研究費は、その財源を国民の税負担に依拠していることから、国民の期待と信頼に応える適正・有効かつ規律ある使用が求められる。これを踏まえ「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」に定められた責任体系のもと、最高管理責任者である学長が率先して公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。

3.【2019 年度不正防止計画】

不正発生要因(リスク)	不正防止計画	2019（平成 31 年度） の具体的取組み
I 責任体系の明確化		
学内における公的研究費の不正に関する責任とその役割が周知されていないため、不正防止が徹底されない。	「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組に関する方針」により、学内の責任体制と役割を明示する。	9月に科研費説明会を実施し、責任体制と役割を周知する。
II 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
・補助金が公的資金であるという意識が欠如することにより、不正に対する認識が甘くなる。	公的研究費については毎年度総務課と会計課による申請・執行事務取扱及び不正使用事例等の資料を配布し、説明会を開催する。 外部講師によるコンプライア	9月に科研費説明会を実施する。 7月にコンプライアンス教育研修会、倫理教育研修会を実施する。

(公的研究費等に関する不正防止計画)

。	<p>ンス教育研修会・倫理教育研修会を開催し、不正防止への意識改善を図る。</p> <p>研修会終了後確認テストを実施する。</p> <p>取引業者に対する誓約書は取引基準に基づき徴求する。</p>	<p>11月に取引業者に対する誓約書を徴求する。</p>
---	---	------------------------------

III 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

<p>公的研究費支払の現状把握が不十分なため、適切な不正防止計画が作成されず、不正防止が図れない。</p>	<p>会計システムデータ等により、執行状況の確認を行い、現状を把握し、適切な不正防止計画を作成する。</p>	<p>2020年3月までに内容を精査する。</p>
---	--	---------------------------

IV 研究費の適正な運営・管理活動（文科省ガイドライン第3節実施上の留意事項①）

<p>ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。</p> <p>(ア)</p>	<p>公的研究費における発注については「長崎国際大学物品発注内規」等規程を周知させる。</p> <p>・科研費説明会にて周知する。</p>	<p>9月に科研費説明会を実施し、周知させる。</p>
<p>決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確。</p> <p>(イ)</p>	<p>公的研究費における決裁等については「長崎国際大学予算執行の委任に関する規程」を遵守する。</p> <p>・予算執行フローを配布する。</p>	<p>予算執行フローとの現状チェックを行い、更新科研費 Q&A を配付し、科研費説明会等で説明する。</p>
<p>予算執行の特定の時期への偏り。</p> <p>(ウ)</p>	<p>毎年、科研費説明会を開催し、計画に沿った適正な予算執行等の注意喚起を行う。</p>	<p>9月に科研費説明会等で注意喚起を行い、1月に予算執行についての注意文書を発信する。</p>
<p>業者に対する未払い問題の発生。</p> <p>(エ)</p>	<p>研究者や取引業者双方に指導を行う。</p>	<p>9月の科研費説明会と11月に取引業者に対し誓約書を基準に基づいて徴求する。</p>
<p>競争的資金等が集中している部局・研究室。</p> <p>(オ)</p>	<p>すべての部局・研究室に対しても公正・中立的に公的研究費に関する情報提供を行う。</p> <p>・科研費採択者に対する研修会を実施する。</p>	<p>9月に科研費説明会への出席を義務付けた上で、適正使用を周知する。</p>

(公的研究費等に関する不正防止計画)

<p>取引に対するチェックが不十分(事務部門の取引記録の管理や業者選定・情報管理不十分)。 (カ)</p>	<p>事務職員に対し、規程等に基づき、忠実に業務執行することを周知する。 ・事務職員に対する規程等の研修会の実施。</p>	<p>7月にコンプライアンス教育研修を実施する。(教職員対象)</p>
<p>同一の研究室における、同一業者同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。 (キ)</p>	<p>取引業者には相見積もりの提出を求める。(相見積もりがない場合は業者選定理由書を求める。同一業者。同一品目の多頻度取引の傾向があれば、個別にヒアリングを行う。</p>	<p>取引業者には相見積もりの提出を求め、業者選定理由書の徴求を徹底させる。 同一業者、同一品目の多頻度取引の傾向があれば、個別に都度同一業者へのヒアリングを実施する。</p>
<p>データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。 (ク)</p>	<p>機器のリース、保守・点検特殊な役務契約でも、原則書類の一部のコピーや現場写真、メーターの数値記録等を証拠として添付を求める。</p>	<p>証拠書類の提出を徹底する。</p>
<p>検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ事後抽出による現物確認の不徹底)。 (ケ)</p>	<p>モニタリングについては科研費監査により、事後抽出による現物確認を行う。</p>	<p>科研費内部監査により、ヒアリングを行うと同時に現物確認を実施する。</p>
<p>業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。 (コ)</p>	<p>基準により抽出された取引業者に対し、法令・規則等遵守する旨の誓約書を徴求する。</p>	<p>11月に取引業者より誓約書を徴求する。</p>
<p>非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。 (サ)</p>	<p>非常勤雇用者に対しては、面接の実施と出勤簿の管理の徹底。</p>	<p>非常勤雇用者採用時の面接の実施と出勤簿への押印確認を行う。</p>
<p>出張の事実確認等が行える手続きが不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)。</p>	<p>出張目的資料の提出を求めると共に、適宜用務先への確認を行う。</p>	<p>出張許可願書と復命書と内容確認を行う。 出張先(用務先)への適宜、確認を行う。</p>

(公的研究費等に関する不正防止計画)

(シ)		
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など)。	事務部門と研究部門との情報を共有する。	9月の科研費内部監査により、閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境についてのチェックリストによるヒアリングを実施する。
(ス)		
返還命令・応募制限措置を受けた事例(1~6)「研究機関における不正使用事案」		
業者に対して架空発注を行い、その資金を業者に預け金として管理させ、補助対象研究に関連しない物品を購入、または私的物品の購入に充当。(虚偽の請求書、納品書を作成するケースを含む) (事例1)	研究者が発注した場合においても、検収は全件行っており、検収完了後でないで支払い完了しない体制である。また、一定の条件に該当する業者からは「誓約書」を徴求し、不正があった場合には取引停止を含む処分があることを周知する。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。
同じ出張の旅費や輸送費を科研費補助金と他の経費で重複請求。 (事例2)	公的研究費による出張に限らず、出張の場合は領収書、航空機の搭乗券半券の提出を求める。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。
学会参加のための出張旅費を申請後、当該学会から講師旅費の名目で旅費の支給を受けたにもかかわらず、その旨を報告せず課題に旅費の支給を受けた。 (事例3)	毎年1回開催の科研費説明会やコンプライアンス研修会において事例を紹介し、注意喚起する。復命書に添付された資料を確認する。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。
購入した消耗品の一部を不正に転売するなどし、私的に流用。	納品された物品で一定金額以上の物や換金性の高い物品は毎年1回の現物確認を実施す	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。

(公的研究費等に関する不正防止計画)

(事例 4)	る。	
発注先の選定については、基準がなく、取引先の管理が十分とは言えない。このため取引先との不適切な取引や癒着の発生を見逃すおそれがある。 (事例 5)	発注先の選定については研究者に任されているが、90%以上が本学取引業者となっており、毎月業者より未払データの提示があり、その確認ができる体制であるため取引先との不適切な癒着発生を防止する。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。
架空請求(カラ出張) 出張の必要がない旅費申請や出張の必要がある場合も宿泊数の水増し、虚偽の旅行完了報告を提出し不正に旅費を取得した。 (事例 6)	コンプライアンス教育の徹底や「出張許可願書」「出張復命書」の内容確認及び資料提出を求める。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。

V 情報発信・共有化の推進

学内外からの告発受付窓口、相談受付窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する。	正行為に関する通報・相談、及び告発を受付ける窓口は総務課で公的研究費に関する手続きに関する相談窓口は連絡先を大学のホームページ上に公開する。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。
内部規程やルールが周知されず、不正防止が徹底されない。 (他大学事例)	大学のホームページ上に公開する。また毎年開催の科研費説明会やコンプライアンス研修会でも周知徹底する。	9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。

VI モニタリングの在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・本学の公的研究費の使用実態に適合した実効性のあるモニタリングが行われない。(他大学事例) ・不正発生要因の分析結果の即した重点的かつ機動的 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年採択件数 10%~20%の研究者を対象にモニタリングを実施する。 ・そのモニタリング結果を分析し、また過去の他機関の不 	<p>科研費内部監査により実施する。</p> <p>9月の科研費説明会にて周知徹底を図る。</p>
---	---	---

的なモニタリングが行われない。 (他大学事例)	正事例などを参考にモニタリングを実施する。	
----------------------------	-----------------------	--

「出典」

- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライ（実施基準）
平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正
第 3 節不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
（実施上の留意事項）①（ア）～（ス）
- ・ 他大学の事例及び返還命令・応募制限措置を受けた事例（事例 1～6）

附則

1. この研究計画は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。
2. 平成 27 年 3 月 18 日制定の「長崎国際大学 公的研究費等に関する不正防止計画」は廃止する。

附則

この研究計画は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

附則

この研究計画は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。